

# ひとり親家庭への支援

## 手当・医療費

### 児童扶養手当

#### ■受給資格

次の要件に当てはまる 18 歳に達する日以後の 3 月 31 日までの児童を養育している人です。  
なお児童の心身に基準以上の障害がある場合は 20 歳まで受給できます。

- ・ 父母が離婚した後、父または母と一緒に生活をしていない児童
- ・ 父または母が死亡した児童
- ・ 父または母が重度の障害（国民年金の障害等級 1 級程度）にある児童
- ・ 父または母の生死が明らかでない児童
- ・ 父または母から引き続き 1 年以上遺棄されている児童
- ・ 父または母が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童
- ・ 父または母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童
- ・ 未婚の父または母の児童
- ・ その他、生まれたときの事情が不明である児童

#### ■所得制限

受給者本人または配偶者および扶養義務者の前年の所得額により、“全部支給” “一部支給” “全部停止” に分かります。

#### ■支給額

児童 1 人の場合は月額 42,910～10,120 円を支給し、第 2 子は月額 10,140～5,070 円  
第 3 子以降 1 人増えるごとに月額 6,080～3,040 円を加算します。

#### ■支給月 4 月 8 月 12 月（平成 30 年度）

※ 2019 年 11 月より支給回数が年 6 回に変更となります。

問合せ

福祉課 子育て支援室 ☎60-1120  
夷隅地域市民局 地域市民班 ☎86-2112  
岬地域市民局 地域市民班 ☎87-2113

### ひとり親家庭等医療費等の助成

病気やけがで医療機関において診療を受けた場合に、医療費の一部を助成します。（所得制限があります。）

- #### ■対象
- ・ ひとり親家庭の父または母及び養育者とその養育する子ども
  - ・ 父または母が 1 級程度の障害の状態にある子ども

#### ■支給額

保険診療により医療機関の窓口を支払った額から、自己負担額、高額療養費および付加給付金  
入院時食事療養費を控除した額

- #### ■自己負担 一月一医療機関あたりの通院または一保険薬局あたりの調剤、月額 1,000 円

- #### ■支給期間 子どもが 18 歳に達する以後の 3 月 31 日まで

問合せ

福祉課 子育て支援室 ☎60-1120  
夷隅地域市民局 地域市民班 ☎86-2112  
岬地域市民局 地域市民班 ☎87-2113

## 母子家庭・父子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業

対象資格取得のため2年以上の課程で養成機関において就学する場合に、期間中の生活負担を軽減するため訓練促進給付金を支給し、修了時に入学時の負担軽減のため修了支援給付金を支給します。

### ■支給対象者

20歳未満の子を扶養している母子家庭の母および父子家庭の父で、次の要件を満たす方。

- ・児童扶養手当の支給（全部支給または一部支給）を受けているか、児童扶養手当の支給要件と同等の所得水準の方
- ・修業年限が2年以上の養成機関において、資格の取得が見込まれる方
- ・仕事または育児と修業の両立が困難な状況であると認められる方

### ■支給対象資格

- ・看護師 ・准看護師 ・介護福祉士 ・保育士 ・理学療法士 ・作業療法士 その他

**問合せ** 福祉課 子育て支援室 ☎60-1120

## 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付制度

母子家庭や父子家庭または寡婦の経済的自立、児童の福祉向上のため、各種資金を無利子または低金利で貸付ける制度です。

### ■資格要件

20歳未満の児童を扶養する母子家庭の母、父子家庭の父、父母のいない20歳未満の児童等

### ■資金の種類

事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修行資金、就職支度資金

医療介助資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金

※各種貸付金の限度額、利率、償還方法等については、お問合せください。

**問合せ** 福祉課 子育て支援室 ☎60-1120

## ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付を活用して、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して給付いたします。（ハローワークの専門実践教育訓練給付金を受給中の方は対象外となります。）

■貸付額 ○入学準備金 50万円以内 ○就職準備金 20万円以内

※詳細についてはお問合せください

**問合せ** 福祉課 子育て支援室 ☎60-1120

## JR通勤定期乗車券の特別割引

児童扶養手当を受けている母または父等で、JRの定期乗車券が3割引になります。購入には、市が交付する証明書が必要となりますので、お問合せください。

**問合せ** 福祉課 子育て支援室 ☎60-1120

## 母子生活支援施設

生活上のさまざまな解決困難な問題のために子どもの養育が十分にできない場合、一時期の間、母親と子どもが一緒に生活をし、母子自立に向けた支援をする施設です。

**問合せ** 福祉課 子育て支援室 ☎60-1120